

温泉の定義 (1/2)



温泉とは？

温泉法（昭和 23 年制定）により、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他ガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く）を指し、表 1. の温度又は物質を有するものと定義されています。



表 1. 温泉の定義

1. 温度（温泉源から採取されるとき温度）

25℃以上

2. 物質（以下に掲げるもののうち、いずれか一つ以上を有するもの）

物質名	含有量（1kg中）
溶存物質（ガス性のものを除く）	総量1,000mg以上
遊離二酸化炭素（CO ₂ ）（遊離炭酸）	250mg以上
リチウムイオン（Li ⁺ ）	1mg以上
ストロンチウムイオン（Sr ²⁺ ）	10mg以上
バリウムイオン（Ba ²⁺ ）	5mg以上
総鉄イオン（Fe ²⁺ +Fe ³⁺ ）	10mg以上
マンガン（Ⅱ）イオン（Mn ²⁺ ） （第一マンガンイオン）	10mg以上
水素イオン（H ⁺ ）	1mg以上
臭化物イオン（Br ⁻ ）	5mg以上
よう化物イオン（I ⁻ ）	1mg以上
ふっ化物イオン（F ⁻ ）	2mg以上
ひ酸水素イオン（HAsO ₄ ²⁻ ） （ヒドロヒ酸イオン）	1.3mg以上
メタ亜ひ酸（HAsO ₂ ）	1mg以上
総硫黄（S）[HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ Sに対応するもの]	1mg以上
メタほう酸（HBO ₂ ）	5mg以上
メタけい酸（H ₂ SiO ₃ ）	50mg以上
炭酸水素ナトリウム（NaHCO ₃ ） （重炭酸そうだ）	340mg以上
ラドン（Rn）	20×10 ⁻¹⁰ Ci = 74Bq以上 (5.5マッヘ単位以上)
ラジウム塩（Raとして）	1×10 ⁻⁸ mg以上

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



温泉の定義 (2/2)



療養泉とは？

鉱泉分析法指針では、温泉（水蒸気その他のガスを除く）のうち、特に治療を目的に供しうるもので、表 2. の温度又は物質を有するものと定義されています。

表 2. 療養泉の定義

1. 温度（温泉源から採取されるとき温度）

25℃以上

2. 物質（以下に掲げるもののうち、いずれか一つ以上を有するもの）

物質名	含有量（1kg中）
①溶存物質（ガス性のものを除く）	総量1,000mg以上
②遊離二酸化炭素（CO ₂ ）	1,000mg以上
③総鉄イオン（Fe ²⁺ +Fe ³⁺ ）	20mg以上
④水素イオン（H ⁺ ）	1mg以上
⑤よう化物イオン（I ⁻ ）	10mg以上
⑥総硫黄（S）[HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ Sに対応するもの]	2mg以上
⑦ラドン（Rn）	30×10 ⁻¹⁰ Ci=111Bq以上 (8.25マッヘ単位以上)

療養泉の泉質

含有する化学物質の成分に基づいて、以下のように分類されます。

- ・塩類泉：表 2.2. ①の条件を満たすもので、陰イオンの主成分に応じて分類します。陰イオンの主成分が塩化物イオンであれば塩化物泉、炭酸水素イオンであれば炭酸水素塩泉、硫酸イオンであれば、硫酸塩泉となります。
- ・単純温泉：表 2.2. ①の条件に満たないもので、泉温が 25℃以上のものを指します。
- ・特殊成分を含む療養泉：表 2.2. ②～⑦の条件を 1 つ以上満たすものを指します。特殊成分を 1 つのみ満たし、泉温が 25℃未満の場合は単純冷鉱泉、25℃以上の場合は単純温泉となります。

その他に含硫黄泉や含鉄泉、含放射線泉、特殊成分を 2 種以上含む療養泉などがあります。

当社では、埼玉県初（埼玉県唯一）の温泉成分登録分析機関です。詳しくは、当社分析担当者 **貝森、清水（主）**（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 318、293）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

